尾張西南部の近世村落の土地条件(前編)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-02 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 梶川, 勇作 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/5075

尾張西南部の近世村落の土地条件（前編）

梶　川　勇　作

序　言

近世の尾張地方は8郡に分かれていた。名古屋城下町を含む愛知郡，その北の主として丘陵と段丘からなる春日井郡，犬山扇状地を主とする丹羽郡，氾濫原地域・自然堤防卓越地域である葉栗郡と中島郡，その南の三角州と干拓地からなる海東郡と海西郡，南方に突き出た半島部の知多郡である。この8郡はすべて尾張藩領であったが，慶長13年（1608）に幕臣・伊奈忠次を首席奉行として行われた尾張一国の検地（備前検地と言う）の時，検地を受けなかった若干の村（海西郡の早尾・富安の両輪中と中島・海西郡内の横井一門領）を含めて，尾張地方のいわゆる古村はおよそ850ヵ村であった。それから2世紀半の後，明治初年の村数はおよそ1,070ヵ村になっている。つまり，この間におよそ270ヵ村が新田村として生まれたわけである。しかし，葉栗・中島・知多の3郡においては，新田村の形成はほとんどみられなかった。

筆者は別稿[1]において，段丘と扇状地に新田開発の行われた春日井郡と丹羽郡の近世村落について論述したが，本稿でとりあつかう尾張西南部の海東・海西の両郡は，これらとは対照的な地形条件の地域である。この地域は，西の木曽川本流と東の庄内川にはさまれた低湿平野であり，北部は自然堤防が卓越するが，大部分は三角州とその前面の干拓新田である。起伏はほとんどなく，南部は海抜ゼロメートル地域であり，畑地よりも水田が圧倒的に多い。両郡の村の約3分の1，面積の約4分の1は，近世に開発された新田地帯である。

この一帯は古くは海部郡と呼ばれていたが，平安時代（11世紀）に海東・海西の2郡に分割されたといわれる。さらに，天正14年（1586）の木曽川の大洪水で，新河道が東に移って海西郡を分断することになったため，右岸の地域は同17年（1589）の太閤検地により美濃国海西郡とされた（これは，現在の岐阜県海津郡の一部であるが，本稿の論述には含まない）。尾張の海東・海西の両郡は大正2年（1913年）合併され，再び海部郡となった。その区域は，現在の海部郡12町村のほか，津島市の全域および名古屋市（中川区・港区）の一部と西春日井郡清洲町の一部に及ぶ（第2図参照）。

春日井郡と丹羽郡の村落を扱った別稿と同様に，本稿でも基礎資料として『尾

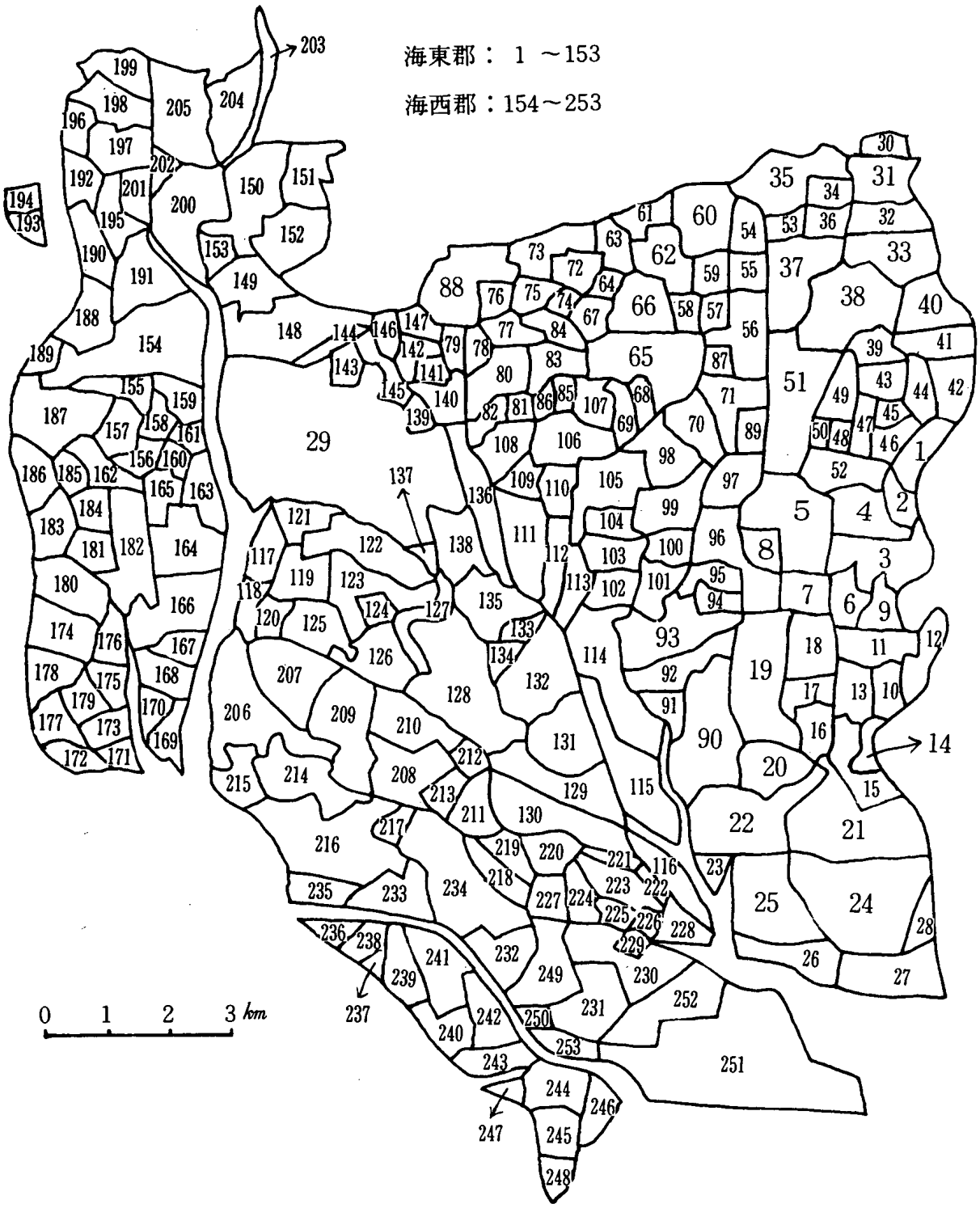

第１図　近世村の区画（文政年間）

第1図付　近世村の名称

海東郡

1.八ッ屋　2.鎌須賀　3.万場　4.砂子　5.千音寺　6.松下　7.服部　8.新家　9.長須加　10.助光　11.伏屋　12.前田　13.榎津　14.納屋山新田　15.江松　16.包里　17.供米田　18.春田　19.戸田　20.富永　21.東福田新田　22.西福田新田　23.福田前新田　24.茶屋新田　25　茶屋後新田　26.小川新田　27.藤高新田　28.七島新田　29.津島　30.迫間　31.土田　32.上条　33.今宿　34.方領　35.森　36.石作　37.新居屋　38.甚目寺　39.本郷　40.上萱津　41.中萱津　42.下萱津　43.坂牧　44.長牧　45.北間島　46.東条　47.堀之内　48.馬島　49.花常　50.中島　51.西条　52.三本木　53.小路　54.古道　55.冨塚　56.沖ノ島　57.木折　58.金岩　59.花長　60.二ッ寺　61.東溝口　62.花正　63.中橋　64.森山　65.篠田　66.木田　67.北苅　68.小橋方　69.乙ノ子　70.安松　71.遠島　72.丹波　73.蜂須賀　74.牧野　75.青塚　76.佐折　77.葉苅　78.千引　79.古瀬　80.宇治　81.椿市　82.下切　83.蛭間　84.寺野　85.大木　86.光正寺　87.大切戸新田　88.勝幡　89.秋竹　90.蟹江本町　91.蟹江新町　92.今　93.須成　94.徳真　95.伊麦森　96.伊麦　97.桂　98.下田　99.川部　100.小家　101.鯰橋　102.金柳　103.神尾　104.大坪　105.莪原　106.南神守　107.北神守　108.越津　109.牛田　110.百島　111.百町　112.白浜　113.高台寺　114.西ノ森　115.蟹江新田　116.鍋蓋新田　117.内佐屋　118.外佐屋　119.須賀　120.依田　121.柚木　122.日置　123.稲葉　124.甘村井　125.北一色　126.落合　127.落合新田　128.犬井　129.鰯江新田　130.善太新田　131.大野新田　132.鹿伏兎　133.頭長　134.半右衛門新田　135.中一色　136.日光備前新田　137.杁先新田　138.唐臼　139.諸桑　140.古川　141.南河田　142.北河田　143.見越　144.又吉新田　145.根高　146.諏訪　147.小津　148.津島町方新田　149.津島草平新田　150.津島西川端新田　151.津島淵高新田　152.津島大野山新田　153.津島鷹場新田

海西郡

154.早尾　155.新右衛門新田　156.脇野新田　157.戸倉　158.西一色　159.下一色　160.篠塚　161.高田　162.石田　163.宮路　164.雀ヶ森　165.鶉山午新田　166.山路　167.上古川　168.下古川　169.大森　170.又右衛門新田　171.船頭平　172.福原新田　173.松田　174.和田　175.鯉ヶ平　176.小家　177.下立田　178.上立田　179.富安　180.田尻　181.北条　182.小茂井　183.外大成　184.内大成　185.後江　186.二老　187.葛木　188.塩田　189.丁野　190.下大牧　191.赤目　192.高畠　193.松山　194.中島　195.立石　196.給父　197.江西　198.藤ヶ瀬　199.川北　200.二子　201.元赤目　202.古赤目　203.領内草平　204.東川　205.鵜多須　206.西保　207.東保　208.東条　209.西条　210.本部田　211.佐古木新田　212.草平新田　213.又八新田　214.荷ノ上　215.五ノ三　216.鯉浦　217.鎌倉新田　218.坂中地新田　219.鮫ヶ地新田　220.馬ヶ地新田　221.上押萩新田　222.下押萩新田　223.竹田新田　224.西蜆新田

225.東蜆新田　226.亀ヶ地新田　227.子宝新田　228.海屋新田　229.四郎兵衛新田　230.神戸新田　231.大宝新田　232.鳥ヶ地新田　233.平島新田　234.六条元新田　235.前ヶ須新田　236.中山新田　237.与蔵山午新田　238.中河原午新田　239.森津新田　240.芝井新田　241.鎌倉新田　242.松名新田　243.寛延新田　244.稲元新田　245.狐地新田　246.稲荷新田　247.稲吉新田　248.稲狐新田　249.鳥ヶ地前新田　250.八島新田　251.飛島新田　252.服岡新田　253.重宝新田

張徇行記』[2]（以下，徇行記と略称）を使う。これは，尾張藩の大代官であった樋口好古が文政5年（1822）に完成させた尾張一国の地誌である。また，補足的に『寛文村々覚書』[3]も用いるが，これは，藩が尾張の各村から提出させた村況調書を寛文12年（1672）に編集した藩撰地誌である。徇行記の脱稿より150年も前の状況が記載されている。

I　村の人口と石高の規模

徇行記によれば，文政年間における村の数は，海東郡が153ヵ村，海西郡が100ヵ村であった。その区画を示したのが第1図である。またそれと現在の市区町村の区域の関係を第2図に示した。現在の佐屋町のみが当時の海東と海西の両郡にまたがっている。現在の飛島村の政成新田や弥富町の富崎新田・稲荷崎新田などはこの地図に含まれていない。前者はまだ干拓されておらず，後者は明治13年まで伊勢国桑名郡であったからである。

徇行記には，村毎に当時（文政年間）の人口が記載されている。それを集計すると，海東郡の人口は57,438人，海西郡のそれは22,953人，両郡合わせ80,391人であった。これを，村数（人口の記載もれの9ヵ村を除く244ヵ村）で割ると，一村当たりの人口は330人（戸数は80戸）となる。もちろん村毎に人口規模は様々であり，一方に，1,000人をこえる村もあれば，他方には人口100人に満たない小さな村や人が住んでいない村さえあった。人口の分布を示したのが第3図である。

当時の石高は，海東郡123,960石，海西郡43,147石，両郡計では167,107石であったから，一村当たり平均石高（村高）は660石となる。村高の規模も村毎に様々である。2,000石をこえる村もあれば，100石に達しない村や見取地だけで，まだ高のない村も少なからずあった。村高の分布を第4図に示した。海東郡に比べて，海西郡の村はその規模が一般に小さい。人口300人未満で村高500石未満の村は，海東郡では3分の1であるが，海西郡では6割をしめていた。

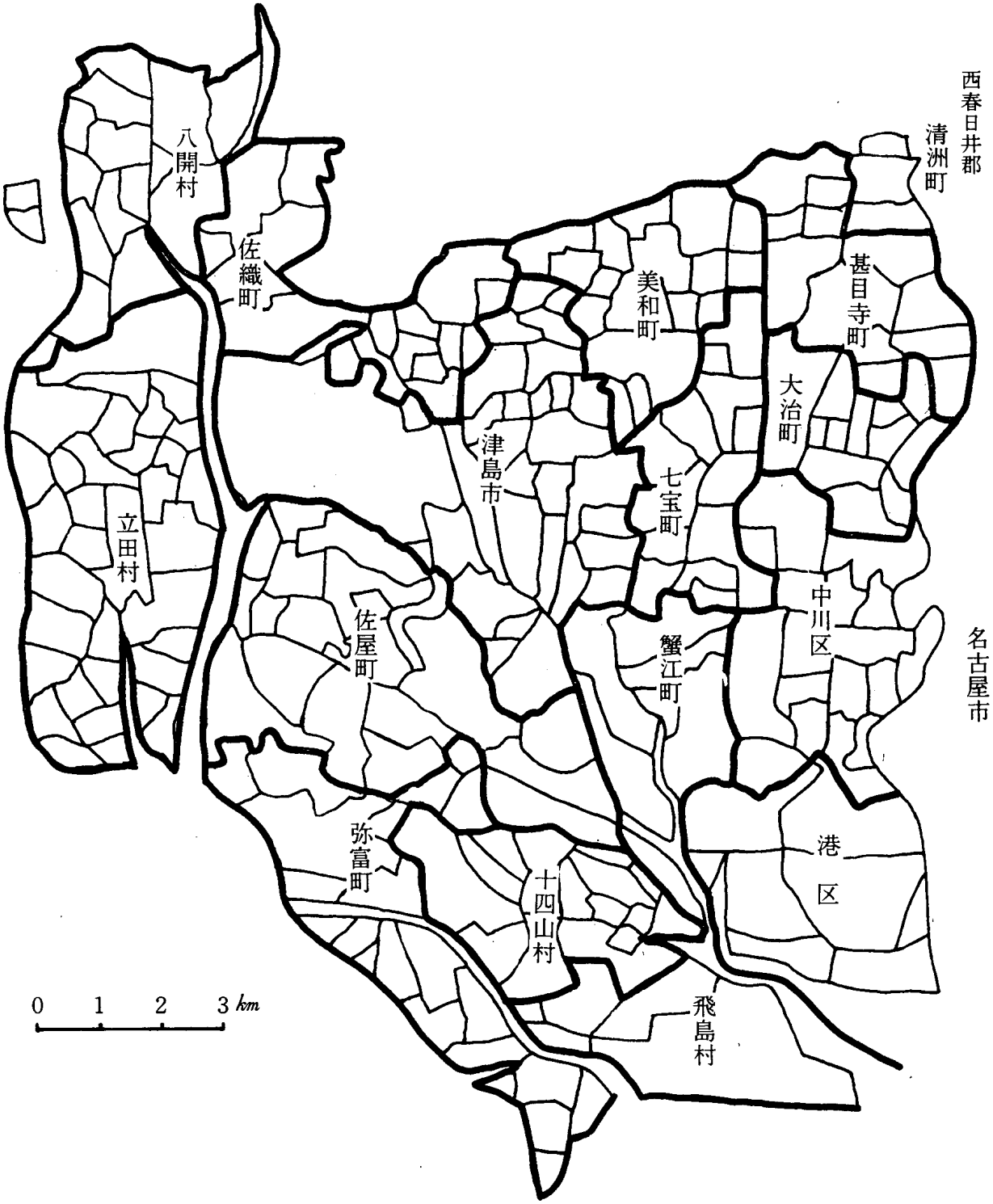
西春日井郡
清洲町
八開村
佐織町
美和町
甚目寺町
大治町
津島市
七宝町
立田村
中川区
名古屋市
佐屋町
蟹江町
港区
弥富町
十四山村
飛島村
0 1 2 3 km

第2図　現在の市区町村

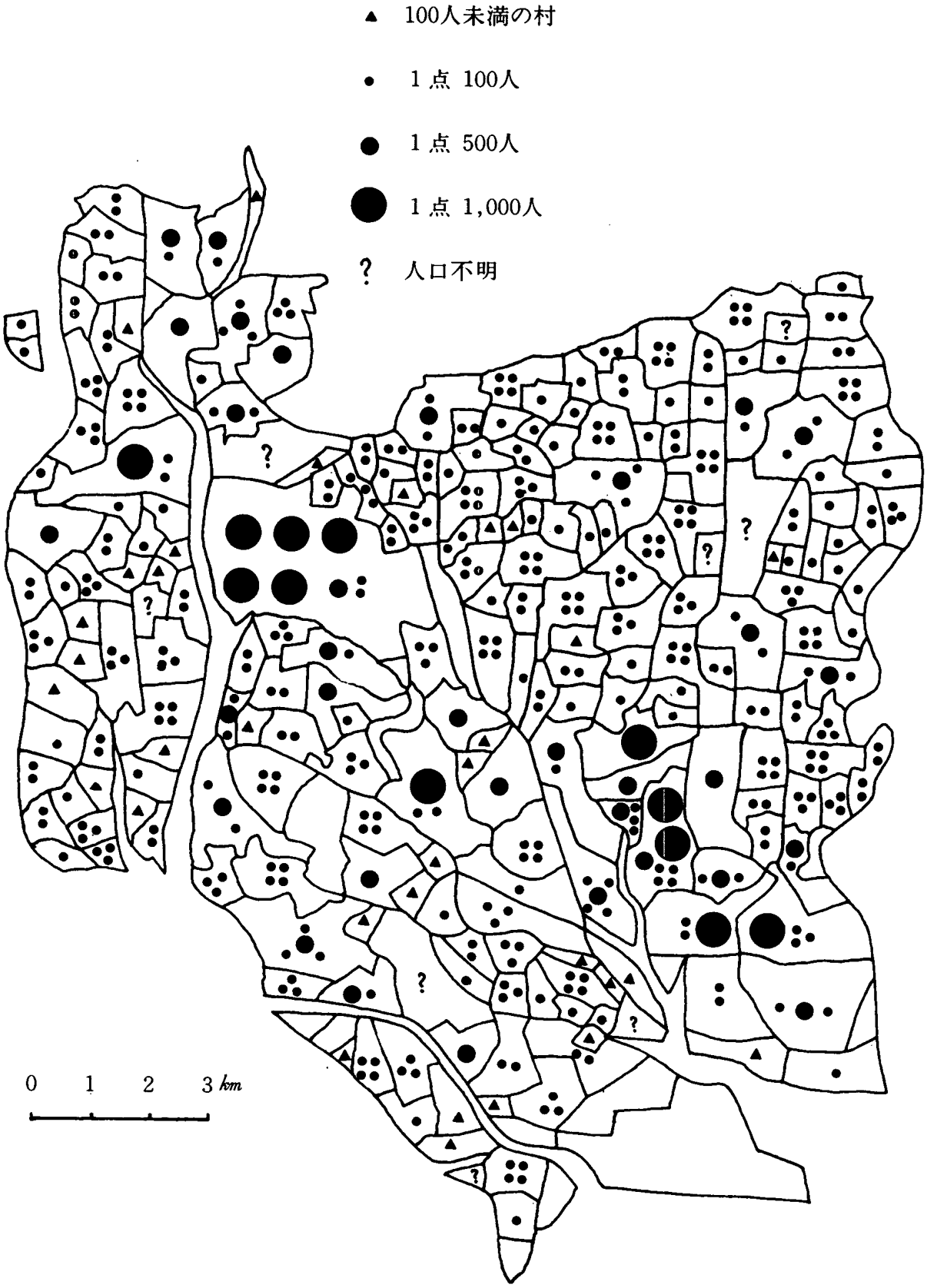

第3図　人口の分布（文政年間）

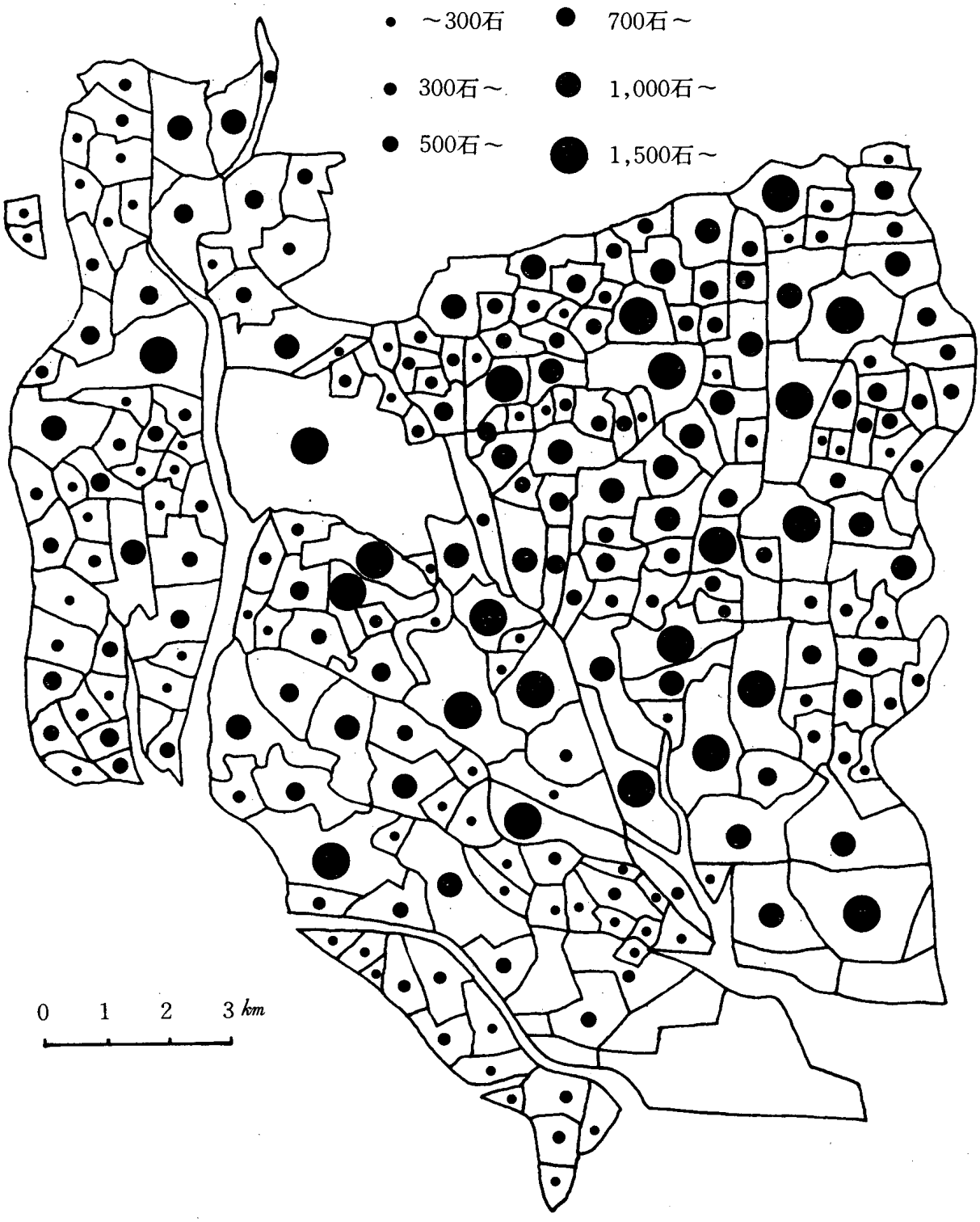

第4図　村高の分布（文政年間）

人口 1,000 人以上で村高 2,000 石以上の村は，津島，蟹江本町，犬井，須成，早尾の 5 ヵ村である。このうちでも津島村は群を抜いて大きい(人口 5,722 人，村高 9,949 石)。この村は津島神社（牛頭天王社）の門前町として発達し，近世には東海道の脇街道・佐屋路の宿駅・河港でもあった。「元より殷冨の地にて工商を以て専生産とす。されば高持の家 707 戸，無高の家 725 戸あり。此内農商を兼たる冨有の者は高を多く持，又工商を専生産とするものは無高の家多し」（注（2）7 巻 138 頁）という。村域も広大（東西 23 町 13 間半，南北 21 町 28 間）であり，本郷が 23 の町に分かれているほか，佐屋路の南に 6 つの分郷があった。そのうちの新開は戸数 52 戸，人口およそ 300 人であり，普通の村並の規模であった。津島村は，名古屋，熱田，犬山のような藩公認の町地ではないが，尾西地方では最大の中心地であった。しかし，寛文年間からの人口増加率はわずか 3 %にすぎない。

津島村に次ぐのは，人口規模では蟹江本町村である。蟹江本町の人口は，すでに寛文年間に 1,587 人であったが，それから文政年間までに 84%も増加している。近世初めから村内に開発された新田は高 314 石（田畑 37 町 4 反）もあったが，村民 1 人当たりの村高は 7 斗にすぎない。それゆえ「此村は高に準じては戸口多く，農商を兼生産とす。舟入は……漁事船かせぎを以て専生産とし，……無高者多くして高不足し隣村を承佃す。……舟入川へ処々より商船入津あり」（注（2）7 巻 296—7 頁）と記されているように，農業のほかに商業と漁業も盛んであった。享保 17 年（1732）以降は魚と青物と六斎市が 2 と 6 の日に開かれた[4]。

犬井，須成，早尾の 3 ヵ村のそれぞれの人口は蟹江本町の人口の半分にも達しないが，村高では蟹江本町をしのいでいる。3 ヵ村における住民 1 人当たり石高は 2 石 4 斗，2 石 1 斗，2 石 2 斗であり，両郡の平均値（2 石 1 斗）に近い。それゆえ，須成村では「高に準じては戸口恰好し，村中のみにて佃力足れり。然れども昔時より民戸衰耗するに随ひ，田畝を他村へ売漸々に無高の者多くなり，」240 戸のうち高持は 16 戸にすぎなかった。「農商を兼ぬる者 20 戸程あり，外に灰問屋 2 戸ほどあり，月六斎市ありて近郷より人あつまれり，商物諸々いろいろあり」（注（2）7 巻 304—5 頁）という。これに対して，犬井村と早尾村では商業的色彩は薄かったようである。

こうした大規模の村に対し，他方には住民のいない村が 15ヵ村あった（第 1 表）。古赤目村のほかは新田村である。古赤目村は安永 3 年（1774）以前は赤目村と称し，古くは横井氏一門[5]の本拠地であったが，木曽川の瀬違いの時に落伏村（安永 3 年に横井氏の願い出により赤目村と改称）にその在所が移された。

第1表　住民のいない村（文政年間）

村　　名	初検地年	田畑面積	うち田面積	村　　高
		町	町	石
古赤目村	慶長年間	6.5	5.2	133.8
日光備前新田	慶長年間	34.1	33.5	477.4
落合新田	1647	14.7	10.1	158.5
杁先新田	1647	5.6	4.3	67.0
大切戸新田	1696	1.2	1.2	14.9
中河原午新田	1726	10.3	2.8	78.1
納屋山新田	1744	9.3	4.3	109.9
中山新田	1755	3.7	1.2	23.9
稲荷新田	1756	15.1	13.6	150.7
福田前新田	1770	11.3	8.0	116.9
稲狐新田	1784	12.8	12.8	127.9
七島新田	1788	(8.8)	(2.9)	—
服岡新田	(1801)	(92.3)	(58.4)	—
飛島新田	(1801)	(296.8)	(248.2)	—
重宝新田	(1802)	(13.0)	(7.8)	—

注…徇行記による。（　）内は開発年および見取地面積。

寛文年間の古赤目村には6戸，34人が居住していたが，佐屋川対岸に開墾された元赤目村へ，洪水の危険をさけて全員が移住したので，住民がいないのである[6]。佐屋川を渡って，元赤目村から出作りされたのであろう。

住民のいない新田村14ヵ村のうち，村高の最も多い日光備前新田は，開発年代（慶長年間）も古いが，佐屋街道の日光川橋下に6，7軒の茶屋があるだけであった。その田畑は中一色村の住民が保有している。これと違って，享保以降に検地された無住の新田村の多くは一村一地主であった。例えば，納屋山新田は東福新田の弥市の先祖が天和3年（1683）に地代金160両を上納して開発したので，田畑9町3反と見取地10町歩はすべて弥市の保有地であり，それを江松村と榎津村の農民が小作していた。福田前新田も状況が似ている。この新田は寛延2年（1749）上萱津村の善蔵が開墾し，明和（1770）に検地されたが，「同人作小屋ありて，其外に農屋なし。是は蟹江舟入より第一承佃し，又西福田新田よりも承佃」したという（注（2）7巻67頁）。同様に，中河原新田は平島新田の野村留兵衛，稲荷新田は名古屋広井祢宜町の塩屋利平，稲狐新田は芝井新田の善左衛門が地主であった。

第1表の七島新田以下4ヵ村は村高もない。開発されてから間がなく，見取地だけで，高成になった田畑がないからである。最も広大な飛島新田は鳥ヶ地

新田の庄屋・佐野周平と鎌島新田の庄屋・木村忠右衛門が計画をたて，熱田奉行・津金胤臣の築堤工事によって享和元年（1801）に完成したが，まだ定納米（約550石）を納めているだけであった。服岡新田も享和元年（1801）に開発された。この一帯は宝永4年（1707）に藩の材木御用商・神戸文左衛門によって125町歩の新田として開墾されている。しかし後に地震と高潮で3回にわたり破壊されたため，享保8年（1723）にその一部分（田畑46町歩）が再開発されて神戸新田(延享2年検地，村高500石。文化12年までは大宝前新田と称した)となった。残りの部分も享和元年(1801)に再び干拓されて服岡新田となったのであるが，まだ正式の検地をうけていない。

住民のいない村の庄屋は近くの村の者がつとめた。例えば，中河原午新田の庄屋は平島新田にいた。稲荷新田は「狐地・寛延両新田の里正支配」である（注（2）7巻137頁)。ちなみに，戸数の少ない新田村にも他の村に庄屋のいる例がある。鶉山午新田（9戸）は雀ヶ森村，鯉ヶ平村（3戸）は富安村，草平新田（5戸）は犬井村，鎌倉新田（6戸）は鯏浦村，与蔵山午新田（4戸）は平島新田に庄屋がいた。これら5ヵ村はいずれも海西郡の小さい新田村であるが，海西郡六条元新田は86戸（田畑98町歩）の村でありながら，海東郡佐屋村の支配をうけた。この村の「内六条元新田は……寛永15寅年開墾し，同19午年検地あり。六条新田は慶安元子年開墾し，同3寅年検地あり。此新田は初佐屋村孫兵衛先祖の者開墾せしにより佐屋村より永々支配し，此八ヶ所新田総高1,066石，佐屋駅伝馬役高となれり」（注（2）8巻123頁）と記されているように，佐屋宿船手方助成のために開発され，その田畑は船会所役人や船手番方役人に割り当てられたからである。

さて，住民はいるが，村高のない村が4ヵ村あった。いずれも新田村である。例えば，鳥ヶ地前新田は「延宝7未年，蟹江本町村・鈴木四郎左衛門先祖月休代開墾す。其時金三千両余司農府へ呈上し，永々57町6反余の田畝見取所になしおかれ，於今定納米を収め来れり。初めは農屋只7戸ありしが，漸々に戸口増」して，文政年間には40戸，244人となっていた（注（2）8巻141頁)。定納米は見取地1反当たり2斗4升である。この南隣の八島新田は小規模であるが，商人請負新田の例である。名古屋納屋町の米穀商・岐阜屋喜左衛門が享保11年（1726）に開発して，自家の奉公人（すべて海東郡鹿伏兎村の出身）を入植させ，文政年間には4戸，25人が住んでいたが，見取（18町歩）のままであり，村高はない。1反当たり定納米は1斗4升である。小川新田（1戸，見取40町歩）と藤高新田（14戸，見取81町歩）は，ともに寛政9年（1797）に完成したが，前者は20年間，後者は30年間の「作取年数引也。右年限明，検地

御高成の上見立免にて御年貢上納の筈」であった（注（2）7巻75頁）。明治2年調査の「旧高帳」[7]では藤高新田は高495石であるが，小川新田は無高のままである。小川新田の開発主は竹田新田の五兵衛であったが，享和年間の水害などで堤防が決壊したため，文化元年（1804）名古屋の呉服商水口屋小川伝兵衛に売却されて，再開発された。しかし，天保8年（1837）や万延元年（1860）の高波・暴風雨で農家が流失し，耕地も荒廃したため，明治2年（1869）においても見取地（大縄場）であった。

新田村のすべてが小規模であったわけではない。例えば，蟹江新田，茶屋新田，善太新田の各々の村高は1,500石をこえている。人口規模では東福田新田と西福田新田が合わせて2,504人に達し，津島西川端新田，津島草平新田，茶屋新田の人口も700人以上であった。

蟹江新田は寛永13年（1636）に開墾され，慶安元年（1648）に検地された田畑160町歩，高1,809石の大新田である。文政年間には戸数・人口（215戸・945人）も少なくないが，「細民ばかり也。高に準じては佃力不足，大野新田・蟹江本町・今村あたりより入作あり。高持少して無高者多し。……四方川にて囲み実に水郷の地」であるため，29町歩の田畑（高360石）が「日光川汐入御普請に付禿(はげ)地」などの理由で免税地であった。年貢も以前は定免38%であったが，不同免とされている（注（2）7巻346―8頁）。

茶屋新田は茶屋後新田とともに初期の町人請負新田といわれている。両新田を開墾した茶屋中島家は京都の茶屋四郎次郎家の分家であり，家康の命により尾張家に付属し一家を創立して幕府呉服師・尾張藩呉服所をつとめた典型的な門閥商人である。茶屋新田は寛文3年（1663）開墾，同9年（1669）初検地の田畑161町歩，高1,733石の大新田である。茶屋家は検地と同時に約10分の1に当たる田畑15町歩を拝領した。また茶屋後新田は延宝7年（1679）に開発，元禄9年（1696）に検地された田畑114町歩，高1,196石であり，約3分の1（田畑38町歩）が茶屋家の拝領地となった。両新田の開発方法は詳かでないが，普通の町人請負新田と違う点は，茶屋家が地代金を上納していないこと，検地後に新田全部を保有せず，その一部を拝領したことである。この点でむしろ代官見立新田の変型と考えられる。茶屋新田は，「高に準じては戸口少く，耕田あまり福田・蟹江あたりより承佃すと也。其内此新田百姓は多く農業漁事を兼生産とし，農隙には海辺へ出，ウナギ・魚をかき，又運上にて鳥を捕て下一色村・蟹江村問屋へうりつかはすと也。此地井戸なし，渠の水を汲て呑水とす。田面は皆沼田也。恒に船を以て耕耘の用を足す」（注（2）7巻71頁）。また茶屋後新田も「高に準じては佃力不足し漸と半分ほど村人耕耘す。其余は蟹江舟入・

西福田あたりより承佃すと也。此中に漁師も少しあり」と記されている(注(2)7巻75頁)。

善太新田は家老成瀬隼人正の侍臣・服部茂左衛門が成瀬氏の勧めで正保4年(1647)着工，万治元年(1658)に竣工，寛文7年(1667)に検地された。木曽川の旧分流善太川の旧河川敷に造成された田畑219町歩，高1,656石の大新田である。服部茂左衛門は免税地1町歩を与えられ，ここに居を備えた。徇行記には，「農家処々に散在す。茂左衛門初同姓の者冨八・九郎右衛門頭百姓なり。其余無高者多し。高に準じては戸口不足上村より入作あり。服部氏3戸屋つくよし」と記されている。面積に対して村高が少ないのは，7割が畑であったからだ。村高に対して戸数・入口(80戸・397人)は少なく，人口1人当たり村高は4石をこえる。

東福田新田は，寛永17年(1640)に藩主の命で愛知郡八田村の豪農鬼頭景義が開墾した[8]。寛永20年(1643)と寛文3年(1663)に検地された田畑205町歩(高1,465石)は寛文5年(1655)に志水甲斐守の給知となった[9]。その後，志水甲斐守はその西側に「自分人足」により池や川を埋立て，広大な給人自分起新田を開発した。しかし，それは天和2年(1682)に「上り新田」[10]となり，貞享元年(1684)の検地によって西福田新田(田畑122町歩，高1,281石)となった。東福田・西福田「両新田の百姓は悉く給知に属して，宗門は皆地頭より改めあり。……両新田は高に準じては戸口多くして佃力足れり」と記されている(注(2) 7巻65頁)。両新田の総戸数572戸のうち高持は195戸にすぎず，海運業や漁業に従事する者も少なくなかった。

津島西川端新田と草平新田は町方新田・淵高新田・大野山新田と合わせて，津島五ヶ所新田と呼ばれた。いずれも慶安3年(1650)の初検地である。さらに承応2年(1653)に鷹場新田が検地され，六ヶ所新田となった。文政年間においては，戸数・人口では西川端新田が最も大きい(第2表)。この新田は「農

第2表　津島六ヶ所新田(文政年間)

村　名	村　高	田	畑	田畑計	戸　数	人　口
	石	町	町	町	戸	人
町方新田	1,203	67.8	65.7	133.5	111	519
草平新田	646	35.9	25.6	61.5	148	710
西川端新田	891	41.1	40.3	81.4	154	801
淵高新田	590	29.3	18.9	48.2	82	343
大野山新田	484	19.1	26.1	45.2	139	572
鷹場新田	187	12.7	9.9	22.6	33	158
合　計	4,001	205.9	186.5	392.4	667	3,103

注：徇行記による。

舎処々に散在す。領内川の東西にあり。高に準じては戸口多く，村立は大体よき所」であった（注（2）7巻414頁)。他の新田も村高に対して人口が多い。人口1人当たり石高は六ヶ所新田全体では1石3斗であり，両郡の平均値（2石1斗）よりかなり低い。海面干拓新田に比べて畑地の割合が高い（48%）が，耕地1反当たり石高は低くはない（1石)。津島村などの村請の新田が主体であったようだ。六ヶ所新田はすべて蔵入地である。

以上述べた大新田（蟹江・茶屋・善太・東福田・西福田・津島西川端・草平の7新田）は開発の形式が様々であるが，いずれも江戸時代の前期に開墾された海東郡の新田村であった。

一方，古村のうちにも小規模の村がある。前述のように，住民のいない古村は古赤目村だけであったが，この村の高は134石（田畑6町5反）である。うち100石（田畑4町9反）は慶安元年（1648）検地の新田である。村高の最少の古村は松山村（17石）であった。この村は「正保3酉年木曽川通堀割禿」で耕地の9割近くを失ったからである。人口の最も少ない古村は内大成村(2戸・5人）である。内大成村は，「後江村・二老村界にあり。今は此地悉外大成村へ附，農屋2戸あれども無高者なり。然れども宗門帳は分る」という（注（2）8巻42頁)。以上の古赤目・松山・内大成の3ヵ村はいずれも海西郡であった。海東郡では最小の古村は頭長村であり，戸数7戸，人口23人，村高76石であった。「此村は小さき貧村。竹木も少し。半右衛門新田の北へ付直ちに中一色村へつづけり。7戸共高持なり」と記されている（注（2）7巻282頁)。

村の規模を人口と村高からみたが，この両者の関係は住民1人当たりの石高で表現できる。両郡における人口1人当たり石高は寛文年間の2石5斗から文政年間の2石1斗に低下している。これは寛文一文政の間（約150年間）における人口増加が新田開発を主とする石高の増加を上廻ったからである。すなわち，海東郡において石高が3.4%増加にすぎないのに人口増加率は29.0%であり，海西郡でも石高増加率9.3%に対して人口は26.8%も増えている。この間の人口増加率を現在の市町村別に算出すると(第3表)，清洲町では人口が減っており，甚目寺町・津島市・中川区・立田村では増加が1割に達しない。一方，寛文年間には海底であった飛島村を別として，港区・十四山村では人口が2倍以上になっているのは，新田開発が盛んに行われた地域であるからだ。当時の村ごとに人口の増加・減少を示したのが第5図である。人口が減少した58ヵ村のうち新田村は立田輪中内の7ヵ村（上古川・下古川・松田・鯉ヶ平・下立田・北条・小茂井）だけである。一方，人口が2倍以上になった34ヵ村のうち古村と新田村の数はちょうど半々であった。人口増加率の最も高い新田村は，慶安

第3表　現在の市区町村別の諸指標

現在の市区町村	人口増加率（寛文—文政）	1人当たり石高（文政年間）	1反当たり石高（文政年間）	水田率（文政年間）	給知率（文政年間）	新田高率（明治2年）	村数（文政年間）
清洲町	△20%	25斗	15斗	67%	93%	1%	3村
甚目寺町	7	27	16	53	91	0	12
美和町	11	33	19	73	66	0	17
佐織町	81	14	13	50	41	48	17
津島市	9	25	18	75	32	8	32
七宝町	42	29	17	86	67	0	13
大治町	12	24	15	61	87	3	12
中川区	3	18	15	74	64	9	17
港区	139	16	9	65	25	100	8
蟹江町	72	13	15	80	36	35	7
佐屋町	39	21	14	67	34	23	20
八開村	36	16	14	47	30	37	16
立田村	3	22	14	68	8	53	36
弥富町	69	16	11	77	3	84	22
十四山村	141	15	11	76	36	100	16
飛島村	…	19	10	83	—	100	5
計	28	21	14	68	43	28	253

資料：注（2），（3），（7）より算出。海西郡松山・中島2村の分は八開村に含めた（注（13）参照）。

3年（1650）検地の亀ヶ地新田（18人から155人）や寛文9年（1669）検地の茶屋新田（89人から701人）である。古村のうち最高の増加は馬島村の5.5倍（20人から110人）であった。

II　耕地とその支配

文政年間における住民1人当たりの石高は両郡全体では2石1斗であった。海東郡（2石2斗）に比べて海西郡（1石9斗）は少し低い。これを現在の市町村別に算出すると，美和町・七宝町・甚目寺町では3石ほどであるが，蟹江町・佐織町・十四山村・港区では半分の1石5斗前後である（第3表）。北東部で一般的に高く，新田地域で低い傾向がある。これを当時の村毎に図示したのが第6図である。格差はきわめて大きい。一方の中島村・花長村・大坪村・鍋蓋新田・鯉ケ平村・北条村・内大成村・鎌倉新田・四郎兵衛新田の9ヵ村では1人当たり5石をこえているが，他方，蟹江本町・外佐屋・根高・高畑・亀ヶ地新田の5ヵ村は5斗にも達しない。しかし，前者の村民が裕福な農民であり，後者の住民が貧しい農民であるとは必ずしもいえない。

各村ごとに村高を村の人口で割算したこの指標は，村内住民が村の田畑・高をすべて保有・耕作していることを前提としているが，実際は必ずしもそうで

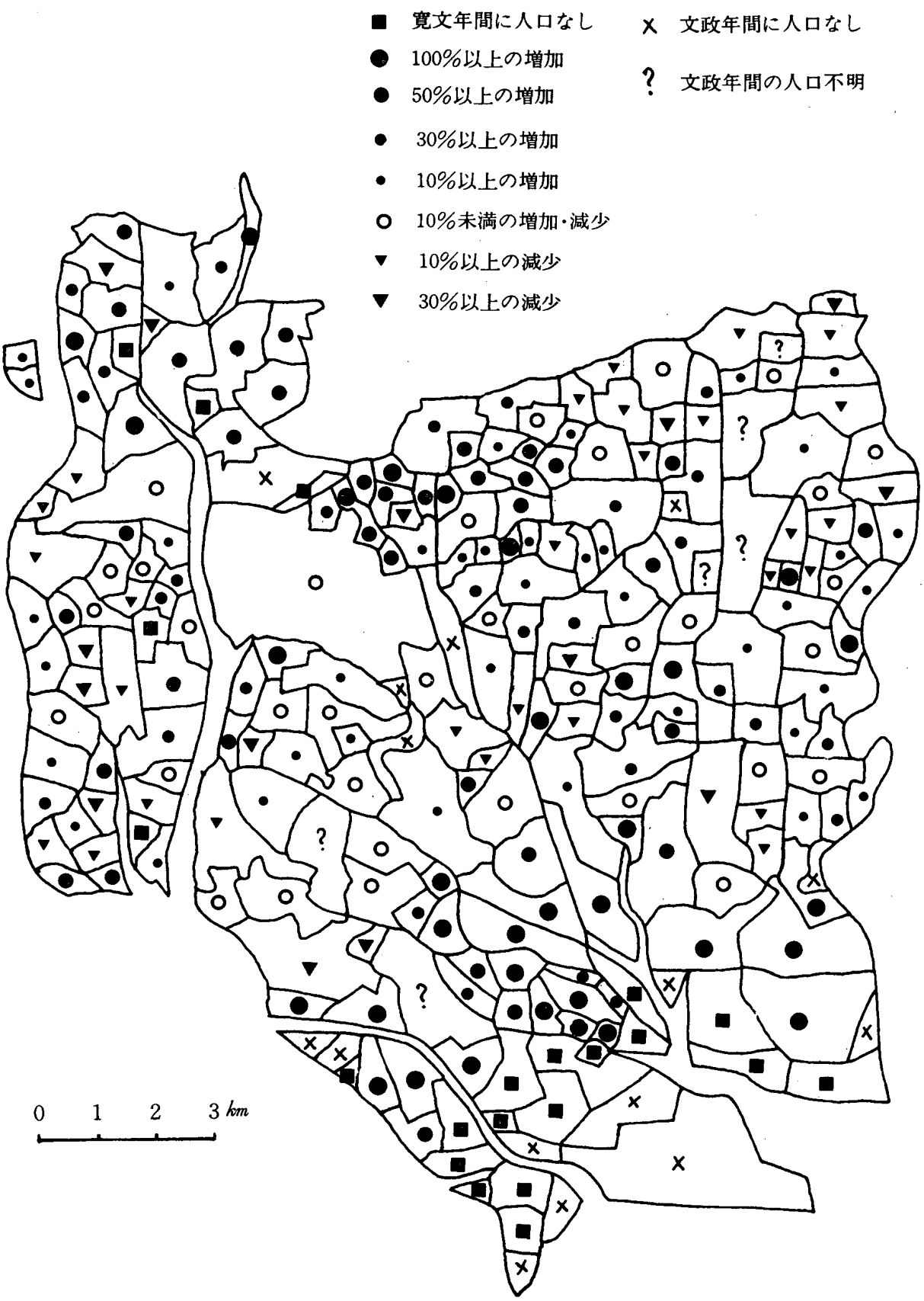

第5図　人口の増加・減少（寛文年間―文政年間）

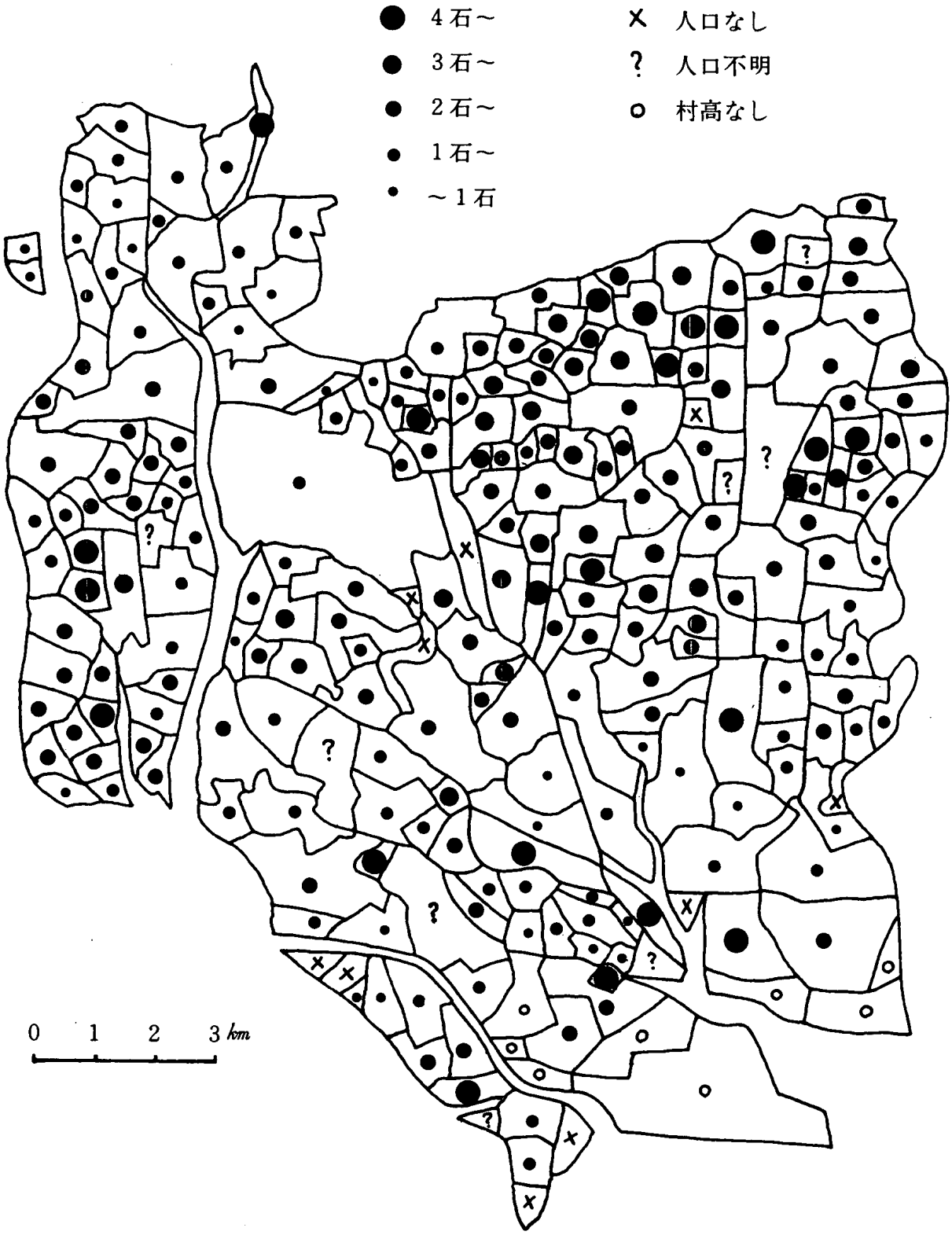

第6図　人口1人当たりの石高（文政年間）

はなかったからである。例えば，鍋蓋新田は「享保12未年開墾し，延享2丑年御高成あり。伊藤屋次郎左御門・永田屋善次郎今此新田を持つ。……地主会所あり。農屋は善太川堤よりに建ならび無高小百姓ばかり」であった（注（2）7巻350頁)。各古屋の豪商が地主であり，住民はその小作農である。鎌倉新田の6戸，内大成村の2戸も無高百姓であり，耕地は村外の者の保有であった。一方，蟹江新町村は「小高にて戸口多く，西ノ森村の田地高600石ほども承佃すると也。小邑故に高持は僅に7戸ありて其余は皆無高なり。」根高村も「少高の村故皆津島村の田畝を承佃す。」亀ヶ地新田では「小百姓ばかり也。高に準じては戸口多く他村を出作して生産」としていた（注（2）7巻299，398頁，8巻111頁)。いずれも他の村の田畑も耕作しているのである。

村内の田畑・高と村外住民との関係は，次の3つの形態に分けられる。第一は，例えば稲葉村では「田畝高四百石ほども津島村・大坪村・善太新田・大野新田あたりへ売地になり，今是を承佃す」（注（2）7巻367頁）とあるように，村外住民が地主で，村内住民がその小作人である形である。これは，徇行記では「越高」と表現されていることが多い。古村では上記の稲葉村のように村外住民に「売却」した場合が多いであろう。この形態の極端の事例は，神戸新田や鍋蓋新田のように村外住民が当初から村内のすべての田畑の地主である新田村だ。

第二は，村外住民が田畑を保有し，かつ耕作もしている場合である。徇行記では「入作」と表現される形態である。村外からいえば「出作」だ。北苅村では「高に準じては戸口少くして，村きり田畝にては佃力足らざるが故，寺野村より高80石目ほども入作あり」というのはこの一例である。これには保有者と耕作者が別人である場合もあろう。

第三は，例えば，土田村では「高に準じては戸口少く，増田村・迫間村・上条村へ田畝を掟る」（注（2）7巻148頁）とあるように，村内の田畑を村外住民が小作する形である。新田の在村大地主はこの形態をとることが多いであろう。

以上の3形態は一筆ごとの耕地に関する区分であるから，村内に複数の形態が併存することもあろう。また，これらの形態区分は，村外住民の立場からみれば，ある村の住民と他村の耕地との関係を分類している。これらを第7図では，第①，第②，第③形態と表示した。第①は他村の土地を保有し，その村の住民に小作させる形，第②は他村の土地を持ち，耕作するもの，第③は他村の田畑を小作する場合を指す。第7図は，徇行記に記載のあるものだけを図示しているが，第三・第③の形態が最も広範にみられ，第二・第②は最も少ない。

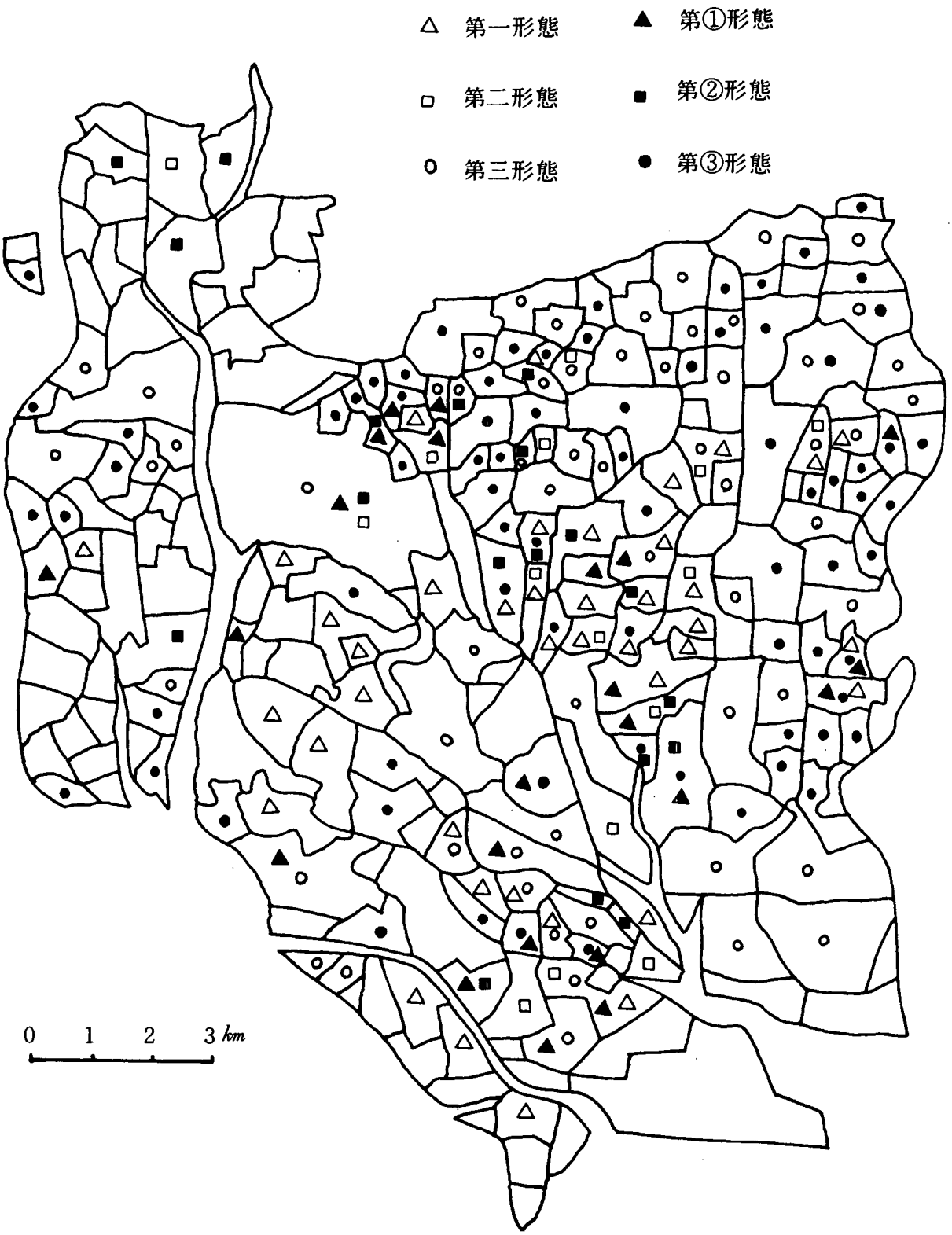

第７図　他村との土地保有・耕作関係

第一・第①形態は第三・第③に比べると，特定地域に偏在している。現在の津島市・七宝町・佐屋町・十四山村に多くみられた。居住している村と耕地のある村との距離が，第一・第①形態の場合に最も離れているのは，その耕地を耕作していないからだ。

村外のどの村との関係であるのかを図示しなかったので，事例地域として現在の津島市域をとり，徇行記の記載を引用しよう。

牧野村―他村の田畝を承佃す。他村の地主へ加地子米一石目に付1斗5升ほどづつもつかはす。青塚村―隣郷の田畝を承佃す。葉苅村―中一色村あたりの田畝を承佃す。宇治村―他村も少し承佃す。下切村―中一色村・津島村の田畝を承佃せり。蛭間村―寺野村・青塚村・光正寺村の田畝を承佃す。寺野村―青塚村あたりへ田畝を掟る。大木村―光正寺村あたりより入作あり。金柳村―神尾村・小家村より入作す。他村へ越高150石ほどありて加地子多く出す。神尾村―高500石ほど他村控となる。加地子を出す。莪原村―隣村へ出作す。他村への越高も少き故加地子米出方も少し。神守村―隣村，越津・椿市・大木・光正寺・乙ノ子・小橋方・百島村あたりへ田畝を掟る。越津村―中一色・津島・牛田辺の田畝を承佃す。牛田村―他村をも少し承佃す。百島村―多く他村冨戸の控となり加地子米を出す。百町村―津島村・今村・須成村あたり冨戸へ高700石ほど控になり来り，加地子代金一両に米7升5合または8升づつ出す。白浜村―高台寺村・百町村・百島村あたりより入作あり。田地隣郷の富戸へ書入になり，加地子米を多く出す。高台寺村―隣村の田畝をも承佃す。他村の控高あり。加地子米1両に8升づつ出す。唐臼村―四，五百石ほども津島村へ越高あり。加地子米も余程出せり。古川村―津島村の田畝を多く承佃す。

両郡における本田畑の石高（概高）は12万3137石であるが，明治2年の総石高は17万2202石となった[11]。すなわち，差し引き4万9065石が近世の間に開発された新田の高であり，明治2年の石高に占める新田高率は，28%である。とくに海西郡では68%にも達する。これを現在の市町村別に算出すると，清洲町・甚目寺町・美和町・七宝町では1%に満たないが，港区・十四山村・飛島村では100%であり，弥富町・立田村でも過半を占める（第3表）。第8図は近世の村ごとに新田高率を示したものである。それが100%の76ヵ村がいわゆる新田村である。これらの新田村の村高合計は，3万3946石であり，新田総高の69%をしめている。逆にいうと，古村における切添新田は新田開発全体の31%にすぎない。これは，洪積台地を主とする丹羽郡や春日井郡において切添新田

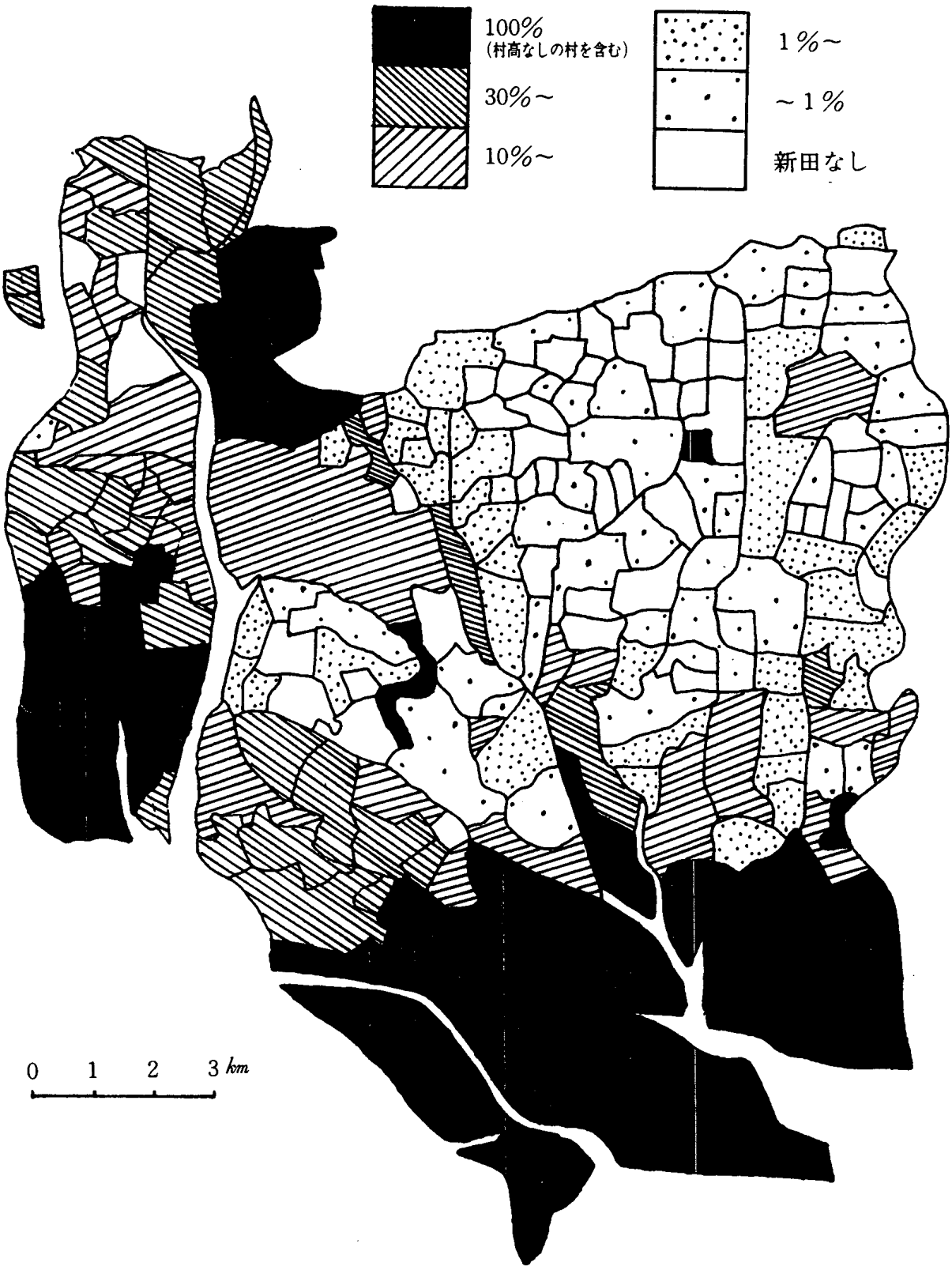

第8図　村高にしめる新田高の割合（明治2年）

が開発の3分の2を占めたのとは対照的である。大規模な海面干拓が開発の中心であったからだ。大部分の古村(177ヵ村のうち122ヵ村)では新田高率は10%に満たない。新田高が村高の過半を占める古村は，海東郡では根高村だけであるが，海西郡には鵜多須，東条，鯏浦など12ヵ村あった。両郡では，本田畑7,393町歩に対して，寛文年間までに3,128町歩(概高3万8112石。幕末までの新田総高の78%)の新田が検地され，高入りとなっている。しかも，これ以外に190町歩の給人自分起新田が開発されていた。それゆえ，新田のほとんど(80%ほど)は近世の初めの約60年間に開発されていたといってよい。

村高は，上・中・下田，上・中・下畑のそれぞれの面積と特定の石盛との積の総和であるから，耕地1反当たりの石高は平均石盛といってよい。それは反当たり実収ではないが，課税評価値と考えてよい。文政年間の海西郡では1石3斗であるのに対し，海東郡では1石5斗と高い。現在の市町村別でいうと，津島市・美和町では1石8斗をこえているが，港区・十四山村・飛島村では1石1斗に満たない(第3表)。これは，前者ではほとんどが本田畑であるのに対して，後者は新田地域であるからだ。

一般に，本田畑に比べて新田の石盛は低い。平均石盛は本田畑の1石6斗に対して，新田は，1石1斗にすぎず，5斗も低くなっている。とくに海東郡においては両者の差が大きい(本田畑1石8斗，新田8斗)。新田のうちでは，開発の古い新田ほど一般に石盛が高い。寛文年間までに検地された新田の平均石盛が1石2斗であるのに対して，それ以降，文政年間までに開発された新田のそれは7斗であった。

第9図に村ごとの平均石盛を示した。それが2石をこえている海西郡古赤目村と海東郡の21ヵ村はすべて古村であった。最高は宇治村の2石5斗である。この村も江戸時代初期には平均石盛1石2斗であったが，寛永年間における年貢率が88%ときわめて高かったために，正保2年(1645)の「高概(なら)し」[12]により村高が従来の2.1倍にされたことが，石盛の高くなった理由である。この村の文政年間における年貢が定免17.7%と低くおさえられているのは，高い石盛の見かえりであろう。宇治村に次いで平均石盛の高い(2石4斗)古川村も事情は同様(寛永年間の年貢率が75%であったので村高が正保2年に1.9倍に伸ばされた)であり，文政年間の年貢率が23.1%と低くなっている。

平均石盛の最も高い新田村は半右衛門新田である。この村の「開発の初年は旧記紛失して不伝」である(注(2)7巻383頁)が，慶長13年(1608)の検地をうけた古い新田であり，その時に田畑5町5反余が57石9斗の高となった。平均石盛10斗4升である。その後，元和年間開発の新田(田1町4反)の

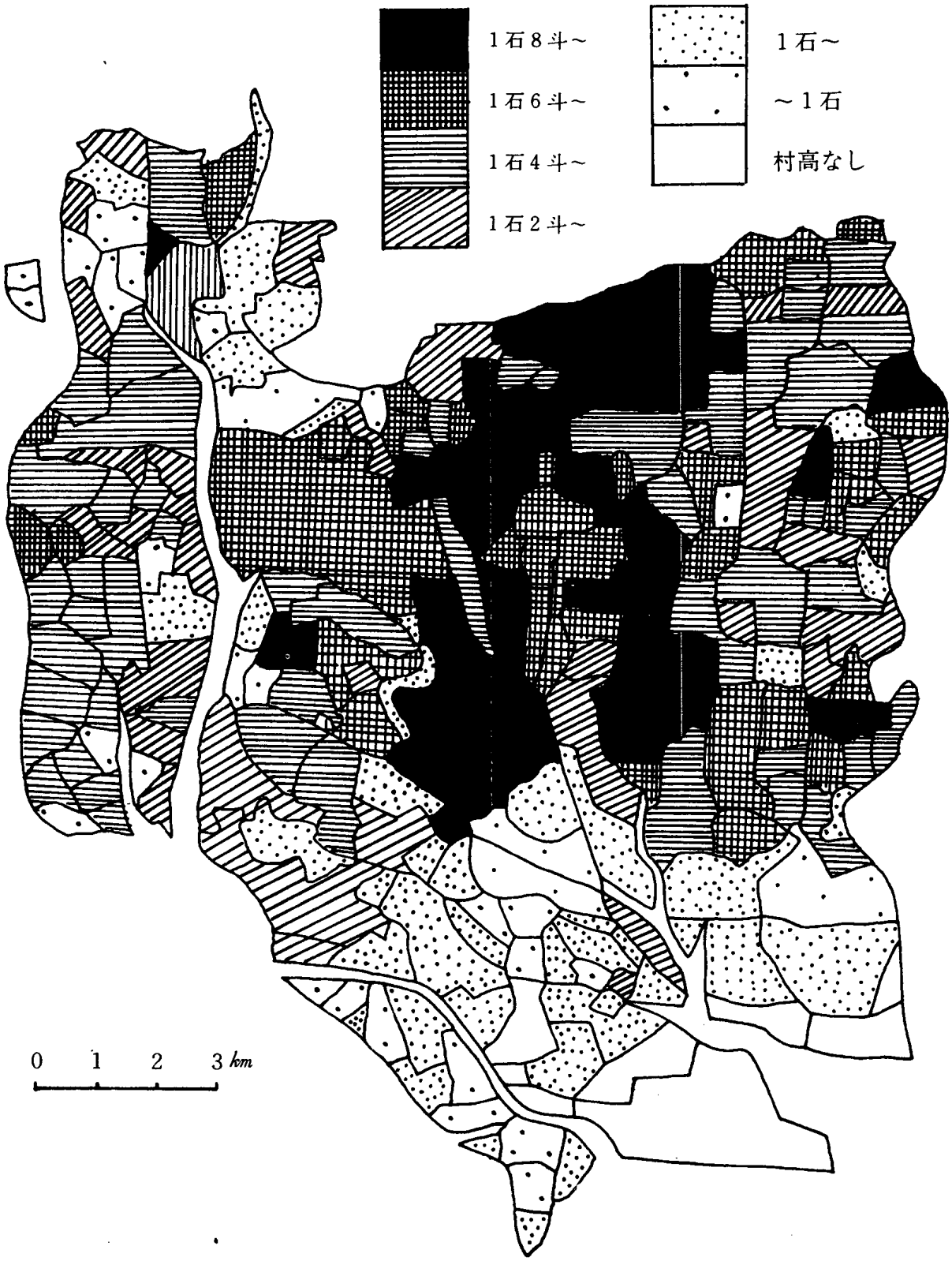

第9図　耕地1反当たりの石高（文政年間）

高13石6斗（平均石盛10斗）が加わった。寛永年間の年貢率が前者78%，後者49%であったから，正保2年の高概しにより，前者は113石4斗，後者は16石7斗の概高になった。つまり，田畑6町9反の村高が130石1斗であるから，平均石盛は18斗9升である。これと同じ事情で，正保の高概し以前に開発・検地された新田村の文政年間における平均石盛は一般に高く，3村（鰯江新田・大野新田・鯉ヶ平村）を除いて，1石3斗以上である。これらに対し，慶安年間以後に関発された新田村の平均石盛は1石3斗をこえない。

平均石盛1石未満は海東郡の9ヵ村と海西郡の21ヵ村，計30ヵ村であるが，そのうち20ヵ村は新田村であった。石盛最低の新田村は東福田新田（7斗1升）である。寛永20年(1643)の検地であるが，畑地が7割をしめるからであろう。石盛7斗台の善太・福原・中河原午の3新田も畑地が6，7割であった。平均石盛が両郡で最も低い村は海西郡の中島村（4斗5升）とその北隣の松山村（6斗）である[13]。両村は「四方川繞れり。其内東は木曽川，西は古川と云。実に孤島の如し。畠ばかりにて木曽川五合目の水潦には村内へ泛溢せり」と記されている（注（2）8巻56頁)。上述の宇治村・古川村とは逆で，寛永年間の年貢率が低かった（中島村9%，松山村16%）ので，村高が従来より縮減され，さらに正保3年（1646）の洪水によって耕地のほとんどが流失し，その後に再開発された村であるからだ。文政年間の年貢率は10.2%にすぎない。

水田のない中島村，松山村は両郡では例外である。両郡においては水田の面積は畑地を上廻っていた。文政年間においては畑地32%に対して水田が68%をしめる。現在の市町村別でみると（第3表)，七宝町・飛島村・蟹江町・弥富町・十四山村では水田が4分の3をこえているのに対して，畑地が比較的多いのは両郡の北部であり，八開村・佐織町・甚目寺町では畑と水田が相半ばしていた。前者は干拓地，後者は自然堤防の卓越する地域である。水田率を近世村ごとに示したのが第10図である。50%未満（畑が水田を上廻る）の50ヵ村の多くは古村であり，新田村は8ヵ村にすぎない。一方，水田が9割以上をしめるのは，古村15ヵ村と新田村の12ヵ村であった。

両郡はすべて尾張藩領であったが，藩内の土地・石高の領有は，蔵入，給知，寺社領に区分される。藩領全体では総石高の48%が蔵入，51%が給知，1%が寺社領であった[14]が，両郡では蔵入（56.2%）が給知（42.5%）を上廻っていた。とくに海西郡では82%が蔵入であった。これは主として，延宝8年(1680)以降，新田を原則として蔵入にするという方針[15]がとられたからである。

両郡における寺社領高は2,222石（総石高の1.3%）にすぎない。一村すべてが寺社領である村はなかった。最大の寺社領は津島村の天王領（車領を合わせ

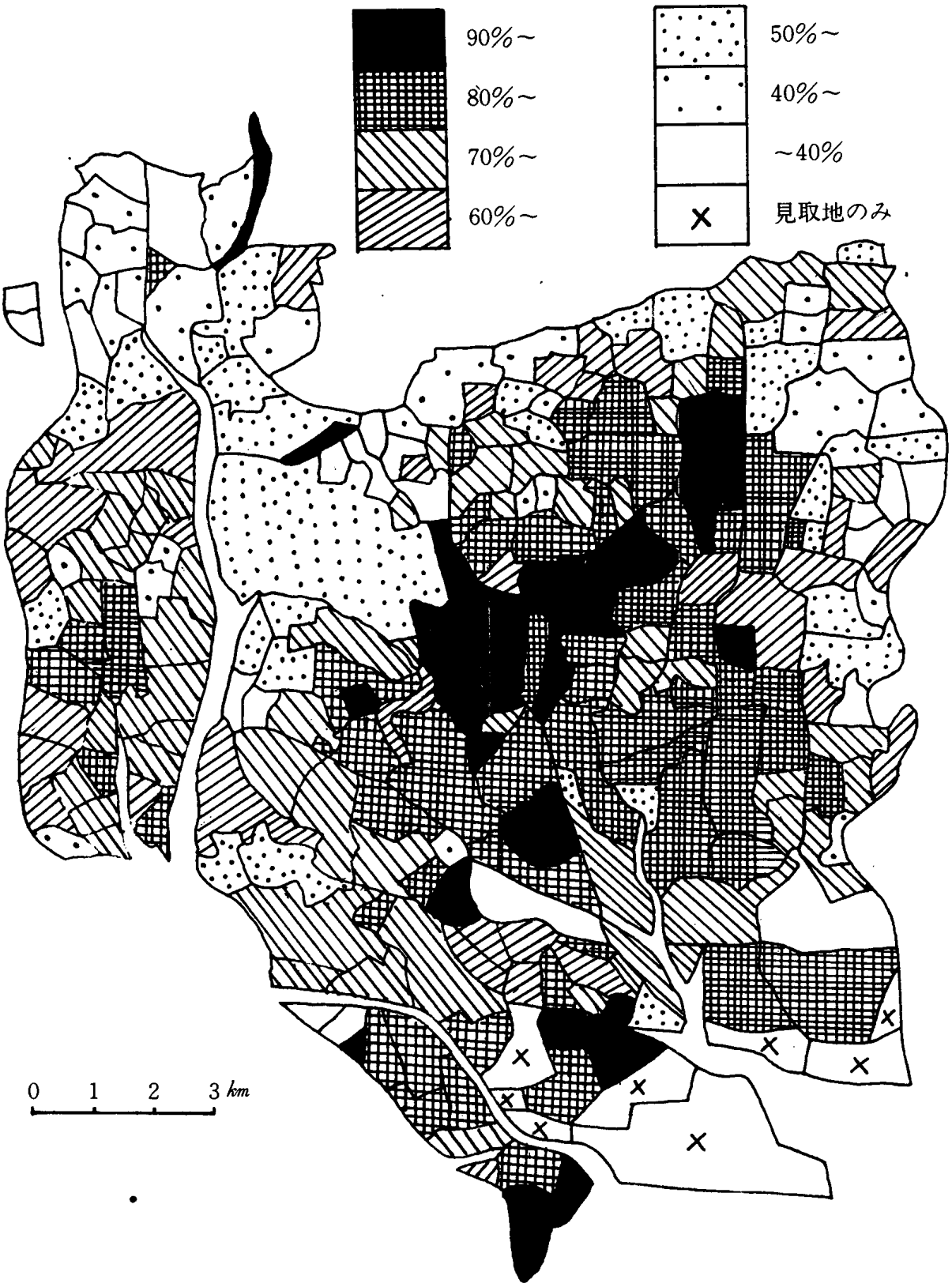

第10図　耕地面積にしめる水田の割合（文政年間）

1,446石）である。これは藩内の寺社領としては熱田社領（4,237石）に次ぐ領高であり，津島天王社の格式を反映している。また甚目寺村の甚目寺観音は村内に300石，馬島村の明眼院は村内に53石の寺領をもち[16]，その門前に集落が形成されていた。例えば，馬島村の「村落は明眼院南の方に民戸つらなれり。……一体村中は明眼院来客の為に商屋多又病人の肩輿を舁き生産の援けとす。又日傭かせぎをする者も多くあり。旅舎はただ2戸あり」と記されている。大宝新田には河内国安福寺の寺領30町歩があった。この新田は元禄年間に長尾重幸らが師珂億上人の安福寺へ上地する目的で，藩主光友に願い出て開発したものであり，新田の約半分が寺領として寄附されたのである。しかし，この寺領は蔵入同様に扱われ，年貢米（反当たり6斗5升）の代金が藩から安福寺に渡された。

さて，単純化のために，寺社領を給知に含めると，各村は，一円蔵入と一円給知，蔵入・給知立合の3類型に区分しうる。これを給知率で示したのが第11図である。一円給知は19ヵ村にすぎない。このうち新田村は東福田新田と子宝新田であり，志水甲斐守の給知であった。志水甲斐守は冨永村も領知している。これらと同じ一村一円一給人の村は，竹腰山城守の給父村・千引村，加藤多宮の小路村，横井伊折助の赤目村，横井作左衛門の松山村である。これらの給人はいずれも藩の重臣であった。これら以外の一円給知の11ヵ村は各村内に複数の知行地が混在する相給村である。例えば，村高850石の春田村は，成瀬豊前守の244石余から永田左源太の17石余まで13名の給人知行に分割されていた。

前述のように，尾張藩では延宝8年（1680）に原則として新田は給知にしないことにしたから，村内の本田畑と古い新田はすべて給知であるが，新しく開発された新田だけが蔵入になっている村が少なくない。千音寺，西ノ森，東条など24ヵ村がそれであった（このうち19ヵ村では，給知が村高の90%以上をしめる）。このなかに，山澄淡路守の竹田・鮫ヶ地・馬ヶ地の3新田村，志水甲斐守の鳥ヶ地新田が含まれている。いずれも慶安3年（1659）に初検地された新田村であった。これらを含めて，蔵入・給知立合の村は115ヵ村であるが，このうち98ヵ村では蔵入よりも給知高の方が多い。また，給人が複数である村がほとんどである。例えば，村高1,674石の木田村では317石の蔵入を除いた給知1,357石が31名もの給人に割り当てされており，その高は，大は津田九郎兵衛の155石7斗から小は近藤市左衛門の7斗8升9合まで様々であった。

一円蔵入は119ヵ村である。新田村のほとんど（80ヵ村のうちの72ヵ村）がこれに含まれるのは，前述の延宝8年（1680）の藩の方針があったからだ。両

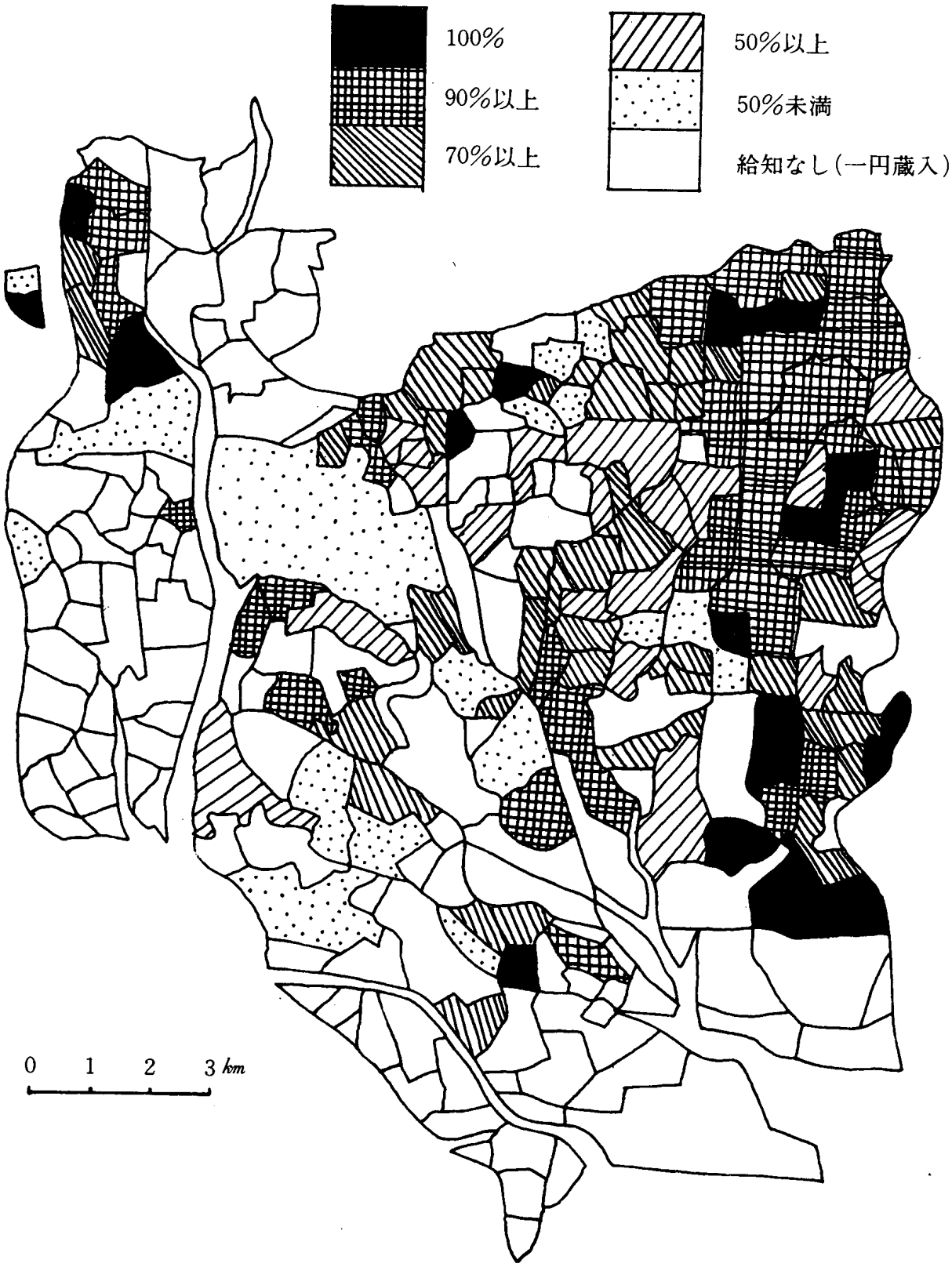

第 11 図　村高にしめる給知高の割合（文政年間）

郡の南部は新田地帯であるので，ほとんどが一円蔵入になっている。古村では，佐屋路の宿場である万場，南神守，外佐屋や村高の多い戸田，犬井，須成，代官所の置かれた鵜多須村などが一円蔵入であった。一円蔵入の古村は海東郡（18ヵ村）よりも海西郡（29ヵ村）に多い。

給知率（村高にしめる給知高の割合）を現在の市町村別に算出すると（第3表），清洲町・甚目寺町・大治町では85%をこえているが，港区・八開村・立田村・弥富町・飛島村では3割に満たない。一般に北東部では給知が多く，南西部では蔵入がほとんどである。これは，新田の分布のほか，とくに知行高の少ない給人の給知を名古屋に近い地域で与えるという藩の方針を反映している。

尾張藩では，天明年間までは国奉行の下僚の代官が蔵入を，郡奉行が給知を支配したが，天明の改革により，郡奉行の職制を廃止して代官の職務に併合すると同時に，領内の要所に代官所（陣屋）を設置して，「所付代官」を赴任させた。それは名古屋に留った大代官のほかに領内10ヵ所に配置され，蔵入・給知の区別なく，村単位に支配した[17]。海東・海西両郡の村々は大代官か清須代官，佐屋代官，鵜多須代官のいずれかの支配下にあった[18]。佐屋代官所は海東郡外佐屋村に置かれ，海東郡と海西郡の一部（109ヵ村，石高74,053石）を支配した。鵜多須代官（海西郡鵜多須村中山）の支配区域は尾張の中島・海東・海西の一部と美濃の中島・石津・多芸・安八・不破郡の領分の全部または一部（154ヵ村，石高76,765石）に及んだ。

徇行記には，大代官支配の村に限って，午年（文化7年らしい）調査の高持と無高の戸数が記載されている。大代官支配下にあった海東郡の22ヵ村における高持率（高持戸数／総戸数）は，ちょうど50%であった。これは，大代官支配の春日井郡50ヵ村の高持率73%よりかなり低い値である[19]。もちろん，村によって差があった。伏屋・服部・千音寺の3ヵ村では80%をこえるが，戸田・江松・冨永の3ヵ村では30%未満である。戸田村の高持率は22ヵ村のうちで最低（23%）であるが，「村長は只3，4戸あり。其内一ノ組山田弾六は当所にての冨戸にて，高も千石ほども所持す」る大高持であった（注（2）7巻53頁）。

両郡には，「持高平均の所なれば小百姓ばかり」と記されている村もある（堀之内村，小路村，北苅村，木折村など）が，「高持百姓少く，無高百姓多し」という徳真村のような村の方が多いように思われる。少数の大高持（大地主）と多数の無高（小作農）からなる村の例をあげておこう。

最初の例は，海東郡の古村・蜂須賀村（150戸）である。この村には，「頭百姓」が4，5戸あり，そのうち蜂須賀孫左衛門という者がおよそ高300石（田畑15町歩）ほどを持ち，その他は皆「細民」であった。孫左衛門は蜂須賀阿波

守の分家筋であるという（注（2）7巻265頁）。海西郡松山村（45戸）も状況が似ている。この村は横井作左衛門（注（5）参照）の一円給知であるが，「其分家の由にて横井伴左衛門と云浪人ここに住居す。長屋門白壁黒腰板向ふ玄関付にてよき宅地なり。旧き浪人にて被官の者も10人ほどあり。家頼同様につかへり。今にては作左衛門に附属し此村高を四分通りほども控え来る」という（注（2）8巻56頁）。

海東郡の鰯江新田（46戸）は「新田の住人大河内金兵衛といへる者開墾し，十二代相続すと也。於今高を多く持ち，其余は小百姓にて無高者」が多かった（注（2）7巻375頁）。海西郡の森津新田（74戸）は「慶安年中，武田沢右衛門先祖開墾する所也。今地主は沢右衛門，松名新田次右衛門，……五人也。其余は皆無高小百姓」であるという（注（2）8巻128頁）。

以上あげた例のほか，須成，今，蟹江新町の古村や福原，西蜆，東蜆，鳥ヶ地，平島，芝井，鎌倉，稲吉の新田村では，住民の9割以上が無高者であった。

—未完—

(1) 拙稿「尾張丹羽郡の藩政村の土地条件」人文地理，32巻6号（昭和55年12月）558—67頁。同「尾張春日井郡の藩政村の構成（前編）・（後編）」金城学院大学論集，社会科学篇，23号（昭和56年3月）1—31頁，同24号（昭和57年3月）1—31頁。

(2) 名古屋市教育委員会編『名古屋叢書続編，第4～8巻』（昭和41—44年）。海東郡は第7巻，海西郡は第8巻所収。

(3) 名古屋市教育委員会編『名古屋叢書続編，第1～3巻』（昭和39～41年）。海東・海西郡は第2巻所収。

(4) 小野武夫編『近世地方経済史料・第3巻』吉川弘文館（昭和44年）263頁。

(5) 横井氏については，林董一編『尾張藩家臣団の研究』名著出版（昭和50年）141—50頁参照。赤目村の本家と祖父江（中島郡）・藤ヶ瀬（海西郡）の両分家で9,700石を領した。尾張衆（松平忠吉が尾張に封ぜられたとき，その本貫をもって仕え，尾張を代々知行した者）八家の一つ。

(6) 元赤目村は「忠助といへる者の先祖金蔵といへる者，先年赤目村より此に来て開墾し，……嗣子は赤目村の本家に置しむ。後……本家もここに移せり。随て赤目村の百姓も皆此に家を移す」（注（2）8巻68頁）。

(7) 木村礎校訂『旧高旧領取調帳・中部編』近藤出版（昭和52年）23頁。

(8) 「彼は寛永8年より明暦3年までの間に，愛知郡に於いて6箇村，海東郡に於いて3箇村，海西郡に於いて17箇村，知多郡に於いて1箇村，濃州安八郎に於いて1箇村，都合27の新田村を開き，高二万二千石余に達したと云ふ。（中略）然し27箇所の新田開墾の方法等については判然としないところが多い。」『愛知県史・第2巻』愛知県（昭和13年）522—3頁。

(9) 志水氏は，尾張藩において成瀬氏と竹腰氏の両家年寄に次ぎ，石河氏・渡辺氏と並ぶ年寄（家老）。知行高1万石。林董一『尾張藩公法史の研究』日本学術振興会（昭和37年）161頁参照。

(10) 『地方品目解』（名古屋叢書・10巻，445頁）に「往古は御家中知行之内，給人自分に新田見取所を開発仕，年貢納来候を，天和元（ママ）酉年御倹約之節，右之新田見取所を上へ差上申候。是を上り新田と申候」とある。上り新田は藩全体では2,660町歩，海東郡では150町歩，海西郡では41町歩であった。

(11) 前注（7）。

(12) 尾張藩では，各村の寛永11年から10年間の平均年貢高を調査し，それが村高の40%になるように正保2年に村高を伸縮した。伸縮後の村高を概高，以前の高を元高という。年貢を変えないで，年貢率を統一するために村高を変更したのである。両郡の本田では元高88,064石が概高121,235石となった。38%の増加である。高概しについては，徳川義親『尾張藩石高考』徳川林政史研究所（昭和34年）102—3頁参照。

(13) 両村は明治20年に岐阜県海西郡に編入され，同30年に東江村の大字となったが，同32年から行われた三川分流第3期工事に伴い，長良川河川敷となって消滅した（角川日本地名大辞典・岐阜県，691頁参照）。

(14) 林董一『尾張藩の給知制』一条社（昭和33年）5頁。

(15) 『地方古義』（名古屋叢書続編・3巻，296頁）

(16) 明眼院は，この他に春日井郡土器野新田内の見取地6町4反と海東郡鎌須賀村内の見取地10町2反を拝領していた（注（2）7巻214頁）。

(17) 前注（9）336頁。

(18) 天明改革の当初（天明3年）には海東部南神守村にも代官所が設置されたが，9年後の享和3年（1803）に廃止され，その支配区域は清須代官と佐屋代官に分属された（注（2）7巻334頁）。両郡のうち，大代官支配は第1図中の番号1～28，清須代官支配は同30～89，佐屋代官支配は同29，90～147，206～253，鵜多須代官支配は同148～205であった。

(19) 明治期においても春日井郡と比較して小作農の割合が高い。明治17年の統計（愛知県史，3巻，324頁）によると，農家のうち小作の割合は，東春日井郡30%，西春日井郡32%に対して，海東郡49%，海西郡54%であった。